明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三七三）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七四）　六
○統計法施行令の一部を改正する政令（三七五）　七
○計量単位令の一部を改正する政令（三七六）　七
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（三七七）　七
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三七八）　八
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（三七九）　八
○特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　九
○株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部を改正する政令（三八一）　一〇
○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八二）　一〇
○介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（三八三）　一一

〔府　令〕

○内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**八七）　一二
○内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**八八）　一四

〔府令・省令〕

○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一四
○一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・法務**四）　一六
○内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（**同**五）　一七
○担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する命令（**同**六）　一七
○内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**三）　一七
○内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・財務**九）　一八
○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　一八
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務・経済産業**三）　一九
○労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**一一）　二〇
○協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働・農林水産**一）　二一
○信用保証協会法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**七）　二二

〔デジタル庁令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（**デジタル庁・総務**一八）　二三

〔省　令〕

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**九九）　二四
○有線電気通信法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一〇〇）　二九
○郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令（**同**一〇一）　二九
○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇二）　二九
○社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する省令の一部を改正する省令（**同**一〇三）　二九
○商法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四九）　二九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。